

－会議開催のお知らせ－

阪南市健康づくり推進協議会

◆議題◆ 健康づくりに関する施策の総合的な推進について

◆とき◆ 令和8年10月30日(金) 午後2時00分から

◆ところ◆ 阪南市黒田町263-1

阪南市立保健センター 1階 集団指導室

◆傍聴できる方◆ 会議を傍聴できる方は、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 本市の区域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 市税の納税義務がある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該議題に利害関係を有する者

◆傍聴定員◆ 5名

傍聴を希望される方は、会議の開催時刻15分前までに、会場におきまして協議会の許可を得た上で、入場することができます。なお、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。

問い合わせ先

〒599-0203

大阪府阪南市黒田263-1

阪南市健康づくり推進協議会事務局(阪南市健康増進課)

TEL 072-472-2800(直通)

傍聴人の心得

阪南市健康づくり推進協議会事務局

1. 会議を傍聴しようとする者は、指定した場所において住所、氏名を傍聴人申込書に記入してください。
2. 傍聴人の定員は5人です。
3. 傍聴人は傍聴席以外に入ることができません。
4. 次に該当する者は、傍聴することができません。
 - (1) 銃器その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
 - (5) その他会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者
5. 傍聴席においては次の事項を守って、静穏に傍聴してください。

これに違反するときは会長が制止し、なお従わない時は退場を命じます。

 - (1) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) はち巻き、たすき、リボン、ゼッケン、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (3) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (5) 傍聴において写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (6) その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
6. 傍聴人はすべて係員の指示に従ってください。